

# 加東市議会における情報通信機器の使用基準

## 1 趣旨

この基準は、加東市議会（以下「市議会」という。）の会議における情報通信機器の使用に関し、その適正な使用について必要な事項を定める。

## 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信機器 電子的にデータを処理する機能を持つ機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パーソナルコンピュータ、カメラ、ICレコーダー及びビデオカメラ等）をいう。
- (2) 会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び加東市議会会議規則（平成18年加東市議会規則第1号）第128条の協議の場をいう。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関及びその補助職員

## 3 情報通信機器の使用者

- (1) 情報通信機器を使用できる者（以下「使用者」という。）は、加東市議会議員、市長等及び議長が会議に出席を要請した者とする。
- (2) 使用者は、会議において情報通信機器を使用する場合は、市議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

## 4 情報通信機器の使用

使用者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合は、情報通信機器を当該会議の目的以外に使用してはならない。

## 5 禁止事項

情報通信機器の使用に当たって、次に掲げる事項を禁止するものとする。

- (1) 個人情報並びに議会及び市において公開されていない情報を公開すること。
- (2) 会議を録音し、録画し、及び写真撮影すること。ただし、議長又は会議の長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) 着信音、音声及び操作音を発する等会議の運営に支障となる行為。

- (4) 電子メールの送信等を行うこと。
- (5) 審議及び審査中の情報を外部に発信すること。
- (6) ホームページ、ブログ、その他ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）等へ投稿を行うこと。
- (7) 他人の迷惑になる行為。
- (8) その他議長が定める行為。

## 6 違反行為に対する措置

議長又は会議の長は、使用者が禁止事項に違反したときは、注意するものとする。ただし、注意によっても違反行為が改められない場合は、情報通信機器の使用を停止させることができる。

## 7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この基準は、平成29年6月16日から施行する。